

## 役員報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員報酬等は、別表に定める額とする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

2 役員が法人業務のため市外に旅行したときは、その旅費について費用弁償として実費旅費額を支給する。

(公表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

別表

区 分	内 容	報酬等の額	支給時期
会 長	報 酬	月額 50,000円	毎月21日
理事(会長以外)、監事	報 酬	日額 3,500円	出席の都度
理事、監事	費用弁償	日額 500円	出席の都度